

裁判員裁判事例報告—故意の否認事案—

会員 大塚 博喜 (57期)

平成22年6月1日に起訴された現住建造物等放火事件について、平成23年2月16日から22日にかけて、東京地方裁判所で裁判員裁判が行われた。私は、当会会員の白井徹弁護士（主任弁護人）とともに、捜査段階からこの事件の弁護人として活動したので、以下のとおり報告する。

1 事案の概要

本件は、酒に酔った被告人が、自宅であるアパートの一室で手に取った新聞紙に火をつけたところ、それが押入の柱等に燃え移ったという事案である。

被告人は、捜査段階から一貫して、「火が燃え広がってしまったときのことは酒に酔っていたのでよく覚えていないが、わざと火をアパートに燃え移らせたことはない」と述べていた。

本件は、放火の故意を争ういわゆる否認事件であった。

2 捜査段階

被告人は、酒に酔っていたため当時の記憶が曖昧であったが、記憶にないことも、推測を交えて話をしてしまう傾向があったため、捜査段階において供述調書を作成することは危険であると判断した。そこで、弁護人が受任して以降は、署名指印を拒否することとし、供述調書は作成されなかったが、逮捕後勾留決定までの間に複数の供述調書が作成されており、後にそれが証拠請求されることとなった。

3 公判前整理手続

公判前整理手続は、打合せ期日も含めて11回行われたが、そこで問題となったのは以下の点である。なお、証拠開示については特に問題は生じなかった。

① 責任能力

被告人にはアルコール依存症の疑いがあり、かつ、本件当時、相当量のアルコールを摂取していたこと、着火当時の記憶がほとんど残っていなかったことなどから、アルコールによる責任能力の減退が疑われたので、これを主張し、鑑定を求めた。しかし、鑑定については、起訴前に簡易鑑定が行われており、責任能力には問題が無い旨の回答がなされていたこともあって、裁判所の採用するところにはならず、それ以上の立証もできなかったことから、最終的に責任能力の主張は撤回した。

② 任意性

取調べの時点において、被告人にはアルコールが残っていたことや複数の警察官によって長時間に及ぶ厳しい追及がなされたことなどから、被告人の供述調書については任意性を争う旨主張した。しかし、裁判所の反応からすると任意性が否定されることは考えがたく、結果として任意性があると判断された場合、信用性についてもなし崩し的に肯定されてしまうのではないかとの危惧もあったことから、最終的には任意性については争うことはやめ、信用性に絞って争うことにした。

③ 故意

本件では、被告人が自宅において新聞紙に火をつ

けたこと、その火が結果として押入の柱等に燃え移ったことについては争いがなかった。問題は、被告人が、わざと火を燃え移らせたかどうかであった。これについて検察官は、現場の状況や逮捕時の被告人の言動、そして被告人の供述調書によって立証すること、現場の実況見分調書や被告人の供述調書、被告人を逮捕した警察官及び消火活動にあたった消防隊員の尋問を請求した。

4 保釈

被告人は故意については否認していたものの、結果が軽微であったこと、経済的損害が後にすべて回復されたことなどから、保釈は認められるであろうと期待していたが、結局最後まで保釈は認められなかった。

5 公判

公判日程は以下のとおりであった。

(P：検察官 B：弁護人)

- 2月16日 午前 選任手続
午後 冒頭手続、冒頭陳述、P請求及びB請求の書証取調べ
- 2月17日 午前 P請求・警察官の証人尋問
P請求・消防隊員の証人尋問
職権による書証(酒酔い・酒気帯び鑑識カード)取調べ
午後 B請求・被告人の妹の証人尋問
被告人質問

- 2月18日 午前 論告・弁論
最終陳述

- 2月22日 午後 判決

なお、弁護人は、公判を通じて、被告人には火をつける動機がないことや、発火後自ら消火活動を行っていることを強調するとともに、逮捕直後に作成された供述調書は不正確なものであって信用できないことを訴えた。

6 判決

裁判所は被告人の供述調書の信用性を肯定し、放火の故意を認め、被告人には現住建造物等放火罪が成立するとした上で、懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡した。残念ながら弁護人の主張は受け入れられず、故意犯での有罪判決となった。

7 感想

判決においては、雑誌等が乱雑に置かれた室内において、手に持った新聞紙に火をつけたという客観的な状況が重視されたものと思われるが、弁護側の主張を十分に納得させられなかったことは悔やまれるところである。また、被告人の供述調書について、やはり任意性から争っておくべきであったか否かに関しては今も答えはでていない。さらに、最終的に執行猶予が言い渡されたことからしても、保釈を認めずに判決宣告まで勾留しつづけた裁判所の判断は非常に疑問であって、今後とも裁判所の勾留実務に対しては積極的に異議を唱えていきたいと考えている。